

生産性向上
&
業務効率化

■ 生産性向上や業務効率化に関する施策

補助金・助成金等で設備・IT導入等を支援します

<p>支援策①</p> <p>ものづくり補助金</p>	<p>◎ 革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等に係る経費の一部を補助します。 ＜詳細はホームページにてご確認ください。＞</p> <p>【お問い合わせ先】 ▶ ものづくり補助金事務局 TEL：050-8880-4053 受付時間：10:00～17:00（土日祝日除く）</p> 
<p>支援策②</p> <p>IT導入補助金</p>	<p>◎ 生産性向上に資するITツール（ソフトウェア）の導入に係る経費の一部を補助します。 ＜詳細はホームページにてご確認ください。＞</p> <p>【お問い合わせ先】 サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局 コールセンター TEL：0570-666-424 事業の詳細：サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局 ▶ IT導入補助金2022</p> 
<p>支援策③</p> <p>小規模事業者持続化補助金</p>	<p>◎ 小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓の取組に係る経費の一部を補助します。 ＜詳細はホームページにてご確認ください。＞</p> <p>【お問い合わせ先】 補助金事務局</p> <ul style="list-style-type: none">・ 商工会地域の事業者は こちら からご確認ください。 （※所在地によって連絡先が異なります）・ 商工会議所地域の事業者は こちら からご確認ください。 <p>商工会地域 </p> <p>商工会議所地域 </p>
<p>支援策④</p> <p>賃上げ税制</p>	<p>◎ 青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で、前年度より給与等の支給額を増加させた場合、その増加額の一部を法人税(個人事業主は所得税)から税額控除ができます。 ＜詳細はホームページにてご確認ください。＞</p> <p>【お問い合わせ先】 中小企業税制サポートセンター 電話：03-6281-9821 (受付時間 平日9:30～12:00、13:00～17:00) 事業の詳細： ▶ 中小企業庁ホームページ</p> 

支援策⑤

事業再構築補助金 (中小企業等事業再構築促進事業)

- ◎ 新型コロナウイルス感染症の影響下、新分野展開、業態転換等の思い切った事業再構築の取組に係る経費の一部を補助します。
＜詳細はホームページにてご確認ください。＞

【お問い合わせ先】

事業再構築補助金事務局コールセンター
＜ナビダイヤル＞0570-012-088
＜IP電話用＞ 03-4216-4080
受付時間：9:00～18:00（日祝日除く）
事業の詳細：

▶ [事業再構築補助金事務局ホームページ](#)



支援策⑥

中小企業の投資を後押しする大胆な税制支援

- ◎ 生産性向上のための設備投資を支援します。
＜詳細はホームページにてご確認ください。＞

- ▶ 先端設備等導入計画に基づく固定資産税の軽減（ゼロ～1/2）

【お問い合わせ先】

新たに導入する設備が所在する市区町村
（「導入促進基本計画」の同意を受けた市区町村に限る）

▶ [生産性向上特別措置法による支援](#)

- ▶ 中小企業投資促進税制、中小企業経営強化税制による特別償却または税額控除

【お問い合わせ先】 中小企業税制サポートセンター

▶ [中小企業税制パンフレット](#)



人材確保

■ 中小企業・小規模事業者の人材確保に関する施策

支援策⑦

人材確保等総合支援事業

- ◎ 中小企業・小規模事業者向けのセミナーや、個社支援、マッチングイベントの開催等によって、多様な人材の確保や活用を総合的に支援します。

＜詳細はホームページにてご確認ください。＞

【お問い合わせ先】

東北経済産業局 産業人材政策室

▶ [東北経済産業局 ホームページ](#)



支援策⑧

外部人材活用促進事業

- ◎ 中小企業・小規模事業者の外部人材受け入れの機運醸成と環境整備を図るため、セミナー等を通じた普及啓発、モデル創出のためのマッチング支援等を実施します。

＜詳細はホームページにてご確認ください。＞

【お問い合わせ先】

東北経済産業局 産業人材政策室

▶ [東北経済産業局 ホームページ](#)



「ものづくり・商業・サービス補助金」が さらに使いやすくなりました

ものづくり補助金だからできること。

補助上限金額 750万円～3,000万円、補助率 1/2～2/3

で新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資を支援します。

※一般型（グリーン枠除く）は補助上限750万円～1,250万円（従業員数に応じる）、グローバル展開型は補助上限3,000万円

成長投資と事業環境変化を支える、新しい3つの類型。

【回復型賃上げ・雇用拡大枠】

業況が厳しい中での投資

補助上限 750～1,250万円

補助率 2/3

【デジタル枠】

D X、デジタル化に資する投資

補助上限 750～1,250万円

補助率 2/3

【グリーン枠】

温室効果ガスの排出削減、炭素

生産性向上に資する投資

補助上限 1,000～2,000万円

補助率 2/3

誰でも使える。生産性向上を目指すなら。

以下の要件を満たす事業計画（3～5年）を策定・実施する中小企業等※なら、どなたでもご応募いただけます。

要件①：付加価値額
+ 3%以上/年

要件②：給与支給総額
+ 1.5%以上/年

要件③：事業場内最低賃金
地域別最低賃金 + 30円

※業種によって定義が異なりますが、製造業の場合は、資本金3億円以下又は従業員300人以下の企業を指します。
また、革新性や事業性等の審査がございます。公募締切毎に異なりますが、2～3倍程度の採択倍率です。

かつてない「使いやすさ」へ。



最適なタイミングでの申請、十分な
準備・事業期間の確保が可能に！



あらゆる補助金の手続を一つ
のポータルサイトに集約！
(J-Grants)



新型コロナウイルスの感染拡大の影響を
受けつつも、生産性向上に取り組む
事業者向けに、3つの特別枠を創設！

※詳細については、裏面（次ページ）を参照下さい。

令和元年度補正予算及び令和3年度補正予算で中小機構に措置

活用例

事例（通常枠）

- ・複数形状の餃子を製造可能な餃子全自動製造機を開発
- ・「食べられるクッキー生地のコーヒーカップ」の製造機械を新たに導入

活用イメージ（デジタル枠）

- ・IoTやセンサー技術を活用した製品開発のため、製造機械を新たに導入
- ・受発注や在庫管理の電子化するため、専用システムを新たに導入

活用イメージ（グリーン枠）

- ・省エネ・環境性能に優れた新製品開発のため、機械と専用システムを新たに導入
- ・労働生産性向上を伴いつつ脱炭素に繋がる製造設備の導入

新しいメニューで、様々な取組に対応。

事業類型	概要	補助上限	補助率
一般型	通常枠 新製品・新サービス開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資及び試作開発を支援。	750万円～ 1,250万円	1/2 小規模・ 再生事業者 2/3
	回復型賃上げ・雇用拡大枠 業況が厳しい事業者（※）であって、賃上げ・雇用拡大に取り組むための革新的な製品・サービス開発又は生産プロセス・サービス提供方法の改善に必要な設備・システム投資等を支援。 （※）前年度の事業年度の課税所得がゼロである事業者に限る。	750万円～ 1,250万円	2/3
	デジタル枠 DXに資する革新的な製品・サービス開発又は生産プロセス・サービス提供方法の改善による生産性向上に必要な設備・システム投資等を支援。	750万円～ 1,250万円	2/3
	グリーン枠 温室効果ガスの排出削減に資する革新的な製品・サービス開発又は炭素生産性向上を伴う生産プロセス・サービス提供方法の改善による生産性向上に必要な設備・システム投資等を支援。	1,000万円～ 2,000万円	2/3
グローバル展開型	海外事業（海外拠点での活動を含む）の拡大・強化等を目的とした設備投資等を支援。	3,000万円	1/2 小規模 2/3
ビジネスモデル構築型	中小企業30者以上のビジネスモデル構築・事業計画策定のための面的支援プログラムを補助。（例：面的デジタル化支援、デザイン経営実践支援、ロボット導入FS等）	1億円	大企業1/2 上記以外2/3

<令和元年度補正・令和3年度補正予算ものづくり補助金の今後のスケジュール>

8月18日（木） 公募開始
9月 1日（木） 電子申請受付
10月24日（月） 応募締切（12次締切）

応募方法等の詳細は
こちらからご確認ください



※本事業の過去の締切回において不採択となった事業者の方は、1 2次締切に再度応募いただくことが可能です。ただし、要件等が変更となっていますので、ご注意ください。なお、1 2次締切分の採択発表は、令和4年1 2月中旬頃を予定しています。1 2次締切後は、1 3次締切が令和4年度における最後の公募となります。それまでに応募のあったものを審査し、随時採択発表を行います。（詳細は、ものづくり補助金総合サイトのお知らせページにて順次ご連絡をしますので、こちらをご確認ください。）

重要！ 本補助金の受付はjGrantsによる電子申請のみです。申請にあたり、GビズIDの取得が必要となり、ID取得に一定の期間を要しますので、お早めにお手続き下さい。

jGrants (ID取得)



ITで業務効率化・データ活用をしたい
 インボイス制度への対応も進めたい
 複数社で連携し、DX（デジタルトランスフォーメーション）を進めたい
 セキュリティ対策を進めたい

IT導入補助金が生産性向上を後押しします！

✓ IT導入補助金

（サービス等生産性向上IT導入支援事業）

新たにスタートする「デジタル化基盤導入類型」では、
 インボイス制度（2023年10月開始）への対応も見据え
 企業間取引のデジタル化を強かに推進します
 また、新たに「セキュリティ対策推進枠」を新設します

	通常枠		デジタル化基盤導入枠 ^{NEW}				セキュリティ対策推進枠 ^{NEW}	
	A類型	B類型	デジタル化基盤導入類型		複数社連携IT導入類型			
補助額	30万円 ～ 150万円 未満	150万円 ～ 450万円 以下	会計・受発注・ 決済・ECソフト	PC・ タブレット 等	レジ・ 券売機 等	(1)デジタル化基盤導入類型の 対象経費（左記同様） (2)消費動向等分析経費 ^(※1) （上記(1)以外の経費） 50万円×参画事業者数 補助上限： （1）+（2）で3,000万円 (3)事務費・専門家費 補助上限：200万円	5万円 ～ 100万円	
補助率	1/2以内		3/4以内	2/3以内 (※2)	1/2以内		(1)デジタル化基盤導入類型と同様 (2)・(3) 2/3以内	1/2以内
補助対象経費	ソフトウェア購入費、 クラウド利用料 (1年分)、 導入関連費		ソフトウェア購入費、クラウド利用料(最大2年分)、導入関連費、 ハードウェア購入費				サイバーセキュリティ サービス利用料 (最大2年分) (※3)	

(※1)消費動向等分析経費のクラウド利用料は、1年分が補助対象となります

(※2)交付の額が50万円超の場合の補助率は、当該交付の額のうち50万円以下の金額については3/4、
50万円超の金額については2/3

(※3) (独) 情報処理推進機構 (IPA) 「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されたサービス

令和元年度補正予算及び令和3年度補正予算で中小機構に措置

NEW

デジタル化 基盤導入枠

デジタル化基盤導入類型・複数社連携IT導入類型の創設

- ✓ 「デジタル化基盤導入類型」は、インボイス制度への対応も見据え、会計・受発注・決済・ECソフトに加え、PC・タブレット・レジ・券売機等のハードウェア導入費用も支援します。
- ✓ 「複数社連携IT導入類型」は、複数の中小企業・小規模事業者等が連携して地域DXの実現や生産性向上を図る取組に対して、ITツール・ハードウェア導入費用に加え、効果的に連携するためのコーディネート費・専門家謝金も支援します。

NEW

セキュリティ 対策推進枠

セキュリティ対策推進枠の創設

- ✓ 「セキュリティ対策推進枠」は、独立行政法人 情報処理推進機構（IPA）が公表する「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されているセキュリティサービスの利用料を支援します。

補助金 活用事例

事例①（建設・土木業）

タイムカードによる勤怠管理のため、本社出勤後の現場移動、帰社後の帰宅が必要であった。

「勤怠・労務管理ツール」の導入で出先からの打刻が可能となり、**残業時間が3割削減、人事担当の作業効率も大幅アップ！**

事例②（食料品卸売業）

インバウンド向け飲食店をメインターゲットとしていたが、コロナ禍で売上が激減。「ECサイト」を構築し、一般消費者向けに機能性食品の販売を開始。ゼロからのスタートで**月商400万円を達成！**

<IT導入補助金2022の今後のスケジュール>

公募開始：令和4年3月31日（木）

応募締切：それぞれの枠で異なります。

詳しくは、事務局ポータルサイトをご確認ください。

※応募締切については、申請状況を踏まえて設定予定です。

（制度内容、予定は変更する場合がございます。）

※セキュリティ対策推進枠は、令和4年8月9日（火）から申請受付開始となります。

サービス等生産性向上
IT導入支援事業
事務局ポータルサイト



販路開拓を目指す小規模事業者等の皆様へ

「小規模事業者持続化補助金」 が使いやすくなりました

地域を支える小規模事業者の皆様へ

小規模事業者※1等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等の取組を支援

補助額：上限50～200万円

補助率：2 / 3 ※2

補助対象：チラシ作成、広告掲載、店舗改装など

類型	通常枠	特別枠				インボイス 枠
		成長・分配強化枠		新陳代謝枠		
		賃金 引上げ枠	卒業枠	後継者 支援枠	創業枠	
補助率	2 / 3	2 / 3 ※2 (赤字事業者は3 / 4)	2 / 3			
補助 上限	50万円	200万円			100万円	
追加申 請要件	—	裏面をご確認ください				

※1 常時使用する従業員数が「商業・サービス業(宿泊業、娯楽業を除く)」の場合5人以下、それ以外の業種の場合20人以下である事業者

令和元年度補正予算・令和3年度補正予算で中小機構に措置

活用例

事例①

古民家に厨房を増設し、カフェとして営業を開始。地元商店街の飲食店とのコラボメニュー開発や、地域住民の協力を得て様々なイベントをカフェで開催。**売上は1.5倍ほどとなり、地域のコミュニケーションの場となっている。**

事例②

飲食事業を行う蕎麦屋が、高性能フライヤーを導入し、地元特産のかき揚げをセットメニューに追加。また、地元メディアに広告を出稿した結果、**コロナ禍の中でも新規顧客の増加、顧客単価アップに繋がった。**

特別枠

令和3年度補正予算に伴う特別枠の拡充

※詳細は事務局HPに掲載の公募要領をご覧ください。

■賃金引上げ枠

事業場内最低賃金を地域別最低賃金より+30円以上（既に達成している場合は、現在支給している、事業場内最低賃金より+30円以上）とした事業者また、本枠を申請する事業者のうち業績が赤字の事業者は、補助率を3/4へ引き上げると共に加点による優先採択を実施。

■卒業枠

常時使用する従業員を増やし、**小規模事業者の従業員数を超えて規模を拡大する事業者**

■後継者支援枠

将来的に事業承継を行う予定があり、新たな取組を行う後継者候補として**アトツギ甲子園のファイナリストになった事業者**

■創業枠

産業競争力強化法に基づく**認定市区町村や認定連携創業支援等事業者が実施した「特定創業支援等事業」による支援を過去3か年の間に受け、かつ、過去3か年の間に開業した事業者**

■インボイス枠

2021年9月30日から2023年9月30日の属する課税期間で一度でも免税事業者であった又は免税事業者であることが見込まれる事業者のうち、**インボイス発行事業者に登録した事業者**

※L P ガス等の価格高騰等の影響を受ける産業の事業者は、加点による優先採択を実施します。

今後のスケジュール

応募開始：2022年3月29日（火）

応募締切：2022年12月9日（金）（第10回受付締切）【当日消印有効】

※第11回受付締切のスケジュールについては、今後改めてご案内します。

応募方法：jGrantsによる電子申請／郵送による申請 ※jGrantsによる電子申請は現在準備中です

※電子申請に必要なGBizIDプライムアカウントの発行には、一定の期間がかかりますので、電子申請をお考えの方は、先にアカウントを発行することをお勧めします。

※郵送先及び電子申請の申請先は、公募要領をご確認ください。

事務局HP：



商工会地区HP

お問い合わせ先は所在地によって異なるため、上記の商工会地区HPをご参照ください。



商工会議所地区HP

03-6632-1502



jGrants
(ID取得)

賃上げに取り組む経営者の皆様へ

～政府は、賃上げに取り組む企業・個人事業主を応援します～

賃上げ促進税制

【大企業】 雇用者全体の給与等支給額の増加額の**最大30%**を税額控除*

【中小企業】 雇用者全体の給与等支給額の増加額の**最大40%**を税額控除*

* 税額控除上限：法人税額又は所得税額の20%

<大企業向け (資本金1億円超の企業など) >

適用対象：青色申告書を提出する全企業

適用期間：令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度
(個人事業主は、令和5年から令和6年までの各年が対象)

必須要件

継続雇用者の給与等支給額が
前年度比で4%以上増加
⇒ **25%税額控除***

or

継続雇用者の給与等支給額が
前年度比で3%以上増加
⇒ **15%税額控除***



追加要件

教育訓練費が
前年度比で20%以上増加
⇒ **+5%税額控除***

大企業向けの
詳細情報はこちら



※ 資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業については、これに加え、「従業員への還元や取引先への配慮の方針を公表していること」が必要

<中小企業向け (資本金1億円以下の企業など) >

適用対象：青色申告書を提出する中小企業者等

適用期間：令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度
(個人事業主は、令和5年から令和6年までの各年が対象)

必須要件

雇用者全体の給与等支給額が
前年度比で2.5%以上増加
⇒ **30%税額控除***

or

雇用者全体の給与等支給額が
前年度比で1.5%以上増加
⇒ **15%税額控除***



追加要件

教育訓練費が
前年度比で10%以上増加
⇒ **+10%税額控除***

中小企業向けの
詳細情報はこちら



用語の説明

※1 給与等支給額

国内雇用者（法人又は個人事業主の使用人のうちその法人又は個人事業主の国内に所在する事業所につき作成された賃金台帳に記載された者をいいます。パート、アルバイト、日雇い労働者も含まれますが、使用人兼務役員を含む役員及び役員の特権関係者、個人事業主と特殊の関係のある者は含まれません。）に対する給与等（俸給・給料・賃金・歳費及び賞与並びに、これらの性質を有する給与（所得税法第28条第1項に規定する給与所得）をいいます。退職金など、給与所得とならないものについては、原則として給与等に該当しません。）の支給額をいいます。ただし、給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除します。

※2 雇用者全体の給与等支給額の増加額

全ての国内雇用者に対する給与等支給額について、適用年度の給与等支給額から前年度の給与等支給額を控除した額をいいます。

※3 継続雇用者の給与等支給額 【大企業向け】

継続雇用者（前事業年度及び適用年度の全ての月分の給与等の支給を受けた国内雇用者であって、前事業年度及び適用年度の全ての期間において雇用保険の一般被保険者であり、かつ前事業年度及び適用年度の全てまたは一部の期間において高年齢者雇用安定法に定める継続雇用制度の対象となっていない者を指します。）に対する給与等支給額をいいます。

※4 教育訓練費

国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用のうち一定のものをいいます。具体的には、法人が教育訓練等を自ら行う場合の費用（外部講師謝金等、外部施設使用料等）、他の者に委託して教育訓練等を行わせる場合の費用（研修委託費等）、他の者が行う教育訓練等に参加させる場合の費用（外部研修参加費等）などをいいます。

※5 中小企業者等 【中小企業向け】

青色申告書を提出する者のうち、以下に該当するものを指します。

(1) 以下のいずれかに該当する法人

（ただし、前3事業年度の所得金額の平均額が15億円を超える法人は本税制適用の対象外）

① 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人

ただし、以下の法人は対象外

- 同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人又は大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）から2分の1以上の出資を受ける法人
- 2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

② 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人

(2) 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主

(3) 協同組合等（中小企業等協同組合、出資組合である商工組合等※）

※協同組合等に含まれる組合は、農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合、出資組合である商工組合及び商工組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、出資組合である生活衛生同業組合、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合並びに森林組合連合会です。

事業の再構築に挑戦する皆様へ

ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための

企業の思い切った事業再構築を支援

(令和2年度第3次補正・令和3年度補正・令和4年度予備費予算
中小企業等事業再構築促進事業)

対象

新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する、以下の要件をすべて満たす中小企業等の挑戦を支援します！

必須申請要件

- 2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前（2019年又は2020年1～3月）の同3か月の合計売上高と比較して**10%以上減少**していること。
※上記を満たさない場合には、次の項目を満たすことでも申請可能。
2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計付加価値額が、コロナ以前の同3か月の合計付加価値額と比較して**15%以上減少**していること。
- 事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む。
- 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均**3.0%(一部5.0%)以上増加**、従業員一人当たり付加価値額の年率平均**3.0%(一部5.0%)以上増加**の達成。

【通常枠】

補助額	従業員数20人以下	: 100万円～2,000万円	補助率	中小企業 2/3 (6,000万円超は1/2)
	従業員数21～50人	: 100万円～4,000万円		中堅企業 1/2 (4,000万円超は1/3)
	従業員数51人～100人	: 100万円～6,000万円		
	従業員数101人以上	: 100万円～8,000万円		

【大規模賃金引上枠】

必須要件1～3.を満たし、かつ補助事業実施期間の終了時点を含む事業年度から3～5年の事業計画期間終了までの間、**事業場内最低賃金を年額45円以上**の水準で引き上げること及び補助事業実施期間の終了時点を含む事業年度から3～5年の事業計画期間終了までの間、**従業員数を年率平均1.5%以上**（初年度は1.0%以上）増員させること。

補助額	従業員数101人以上	: 8,000万円～1億円	補助率	中小企業 2/3 (6,000万円超は1/2)
				中堅企業 1/2 (4,000万円超は1/3)

【回復・再生応援枠】

必須要件1～3.を満たし、かつ以下の①又は②のどちらかを満たすこと

- 2021年10月以降のいずれかの月の売上高が対前年または前々年の同月比で**30%以上減少**していること。
- 中小企業活性化協議会（旧：中小企業再生支援協議会）等から支援を受け**再生計画等を策定**していること。

補助額	従業員数5人以下	: 100万円～500万円	補助率	中小企業 3/4
	従業員数6～20人	: 100万円～1,000万円		中堅企業 2/3
	従業員数21人以上	: 100万円～1,500万円		

【最低賃金枠】

必須要件1～3.を満たし、かつ2021年10月から2022年8月までの間で、3月以上**最低賃金+30円以内**で雇用している従業員が全従業員の**10%以上**いること

※「2020年4月以降のいずれかの月の売上高が対前年又は前々年の同月比で30%以上減少していること」の要件を撤廃しました。

補助額	従業員数5人以下	: 100万円～500万円	補助率	中小企業 3/4
	従業員数6～20人	: 100万円～1,000万円		中堅企業 2/3
	従業員数21人以上	: 100万円～1,500万円		

【グリーン成長枠】

以下の要件を全て満たすこと（売上高の減少は求めない）。

- ①事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む。
- ②補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均5.0%以上増加又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均5.0%以上増加の達成。
- ③グリーン成長戦略「実行計画」14分野に掲げられた課題の解決に資する取組として記載があるものに該当し、その取組に関連する2年以上の研究開発・技術開発又は従業員の一定割合以上に対する人材育成をあわせて行う。

補助額 中小企業：100万円～1億円
中堅企業：100万円～1.5億円

補助率 中小企業 1/2
中堅企業 1/3

【緊急対策枠】

必須要件 2.～3.を満たし、かつ足許で原油価格・物価高騰等の経済環境の変化の影響を受けたことにより、2022年1月以降の連続する6か月のうち、任意の3か月の合計売上高が、2019年～2021年の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少していること等。また、コロナによって影響を受けていること。

- (※) 売上高の減少に代えて、付加価値額の減少でも可。
- (※) 電子申請時に、コロナによって受けている影響を申告することが必要。

補助額 従業員数 5人以下 : 100万円～1,000万円
従業員数 6～20人 : 100万円～2,000万円
従業員数 21人～50人 : 100万円～3,000万円
従業員数 51人以上 : 100万円～4,000万円

補助率 中小企業 3/4 (※1)
中堅企業 2/3 (※2)

- (※1) 従業員数5人以下の場合500万円を超える部分、従業員数6～20人の場合1,000万円を超える部分、従業員数21人以上の場合1,500万円を超える部分は2/3
- (※2) 従業員数5人以下の場合500万円を超える部分、従業員数6～20人の場合1,000万円を超える部分、従業員数21人以上の場合1,500万円を超える部分は1/2

中小企業等事業再構築促進事業の活用イメージ

飲食業

喫茶店経営

➡飲食スペースを縮小し、新たにコーヒー豆や焼き菓子のテイクアウト販売を実施。

小売業

衣服販売業

➡衣料品のネット販売やサブスクリプション形式のサービス事業に業態を転換。

製造業

ガソリン車向け部品製造

➡グリーン課題の解決に資する取組としてEV向け部品製造の事業を新規に立上げ。

補助対象経費の例

建物費（建物の建築・改修等）、機械装置・システム構築費、技術導入費（知的財産権導入に要する経費）、外注費（加工、設計等）、広告宣伝費・販売促進費（広告作成、媒体掲載、展示会出展等）、研修費（教育訓練費等）等

【注】補助対象企業の従業員の人件費、従業員の旅費、不動産、汎用品の購入費は補助対象外です。

- 10月3日、第8回公募を開始しました（申請受付は調整中）。締切りは1月13日です。
- 申請後、審査委員が審査の上、予算の範囲内で採択します。公募要領に記載されている審査項目や注意事項を確認の上、事業計画を策定してください。

※ 詳細は事業再構築補助金事務局ホームページをご確認ください。

<https://jigyousaikouchiku.go.jp/>

お問い合わせ 事業再構築補助金事務局コールセンター【9:00～18:00（日祝日を除く）】
<ナビダイヤル> 0570-012-088 <IP電話用> 03-4216-4080

※申請には、「GビズIDプライムアカウント」の取得が必要です。発行に時間を要する場合がありますので、未取得の方は、速やかに利用登録を行ってください。

➡ <https://www.jgrants-portal.go.jp/>

※認定経営革新等支援機関をお探しの際は、検索システムをご活用ください。

➡ https://ninteishien.force.com/NSK_CertificationArea



事業再構築補助金「最低賃金枠」の要件見直しについて

- 令和4年10月に全国平均31円の最低賃金引上げが予定されていることから、最低賃金引上げの影響を強く受ける事業者の再構築を強力に支援するため、最賃売上高等減少要件等を緩和する。

要件等	第7回公募（9/30締切り）まで	第8回公募（10月公募開始予定）	
補助金額・補助率	従業員数	補助金額	補助率
	5人以下	100万円～500万円	中小企業：3/4 中堅企業：2/3
	6～20人	100万円～1,000万円	
	21人以上	100万円～1,500万円	
<small>※「最低賃金枠」は、採択率において優遇。 ※「最低賃金枠」で不採択となった事業者は、通常枠で再審査。</small>		【不変】	
売上高等減少要件	2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前（2019年又は2020年1～3月）の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少していること。（付加価値額15%以上減少で代替可。） 【不変】		
最賃売上高等減少要件	2020年4月以降のいずれかの月の売上高が対前年又は前々年の同月比で30%以上減少していること（付加価値額45%以上減少で代替可。）	【撤廃】	
最低賃金要件	2020年10月から2021年6月までの間で、3か月以上最低賃金+30円以内で雇用している従業員が全従業員数の10%以上いること	<u>2021年10月から2022年8月までの間で</u> 、3か月以上最低賃金+30円以内で雇用している従業員が全従業員数の10%以上いること 【期間修正】	
製品等の新規性要件（※） <small>※「事業再構築」の定義に該当する事業であることを示すために満たす必要あり。</small>	①過去に製造等した実績がないこと ②製造等に用いる主要な設備を変更すること ③定量的に性能又は効能が異なること	①過去に製造等した実績がないこと ③定量的に性能又は効能が異なること 【②は任意要件に】	

中小企業の設備投資を支援します!



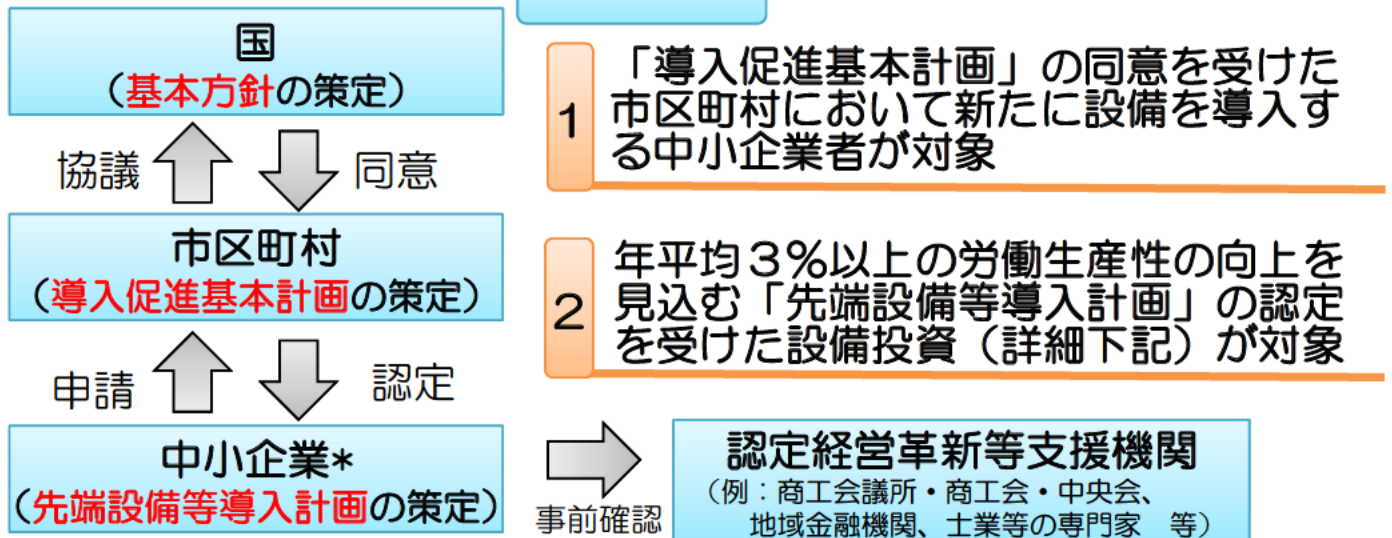
中小企業の生産性向上に向けた取組を支援するため、市区町村の認定を受けた中小企業の設備投資を支援します。

認定を受けた中小企業の設備投資に対して、臨時・異例の措置として、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例を講じます。今般、本特例の対象設備に、事業用家屋と構築物を追加するとともに、2021年3月末までとなっている適用期限を2年間延長*します。

市町村の判断により、新規取得設備の固定資産税が最大3年間ゼロ*になります

*2021年3月末までとなっている適用期限を2023年3月末まで2年間延長
*課税標準を市町村の条例で定める割合（ゼロ～1/2）を乗じて得た額とする

POINT!



*中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者が対象。ただし、固定資産税の特例を利用できるのは、資本金1億円以下の法人等（大企業の子会社を除く）に限ります。

○対象設備(固定資産税の特例)

(注) 市区町村により 異なる場合があります

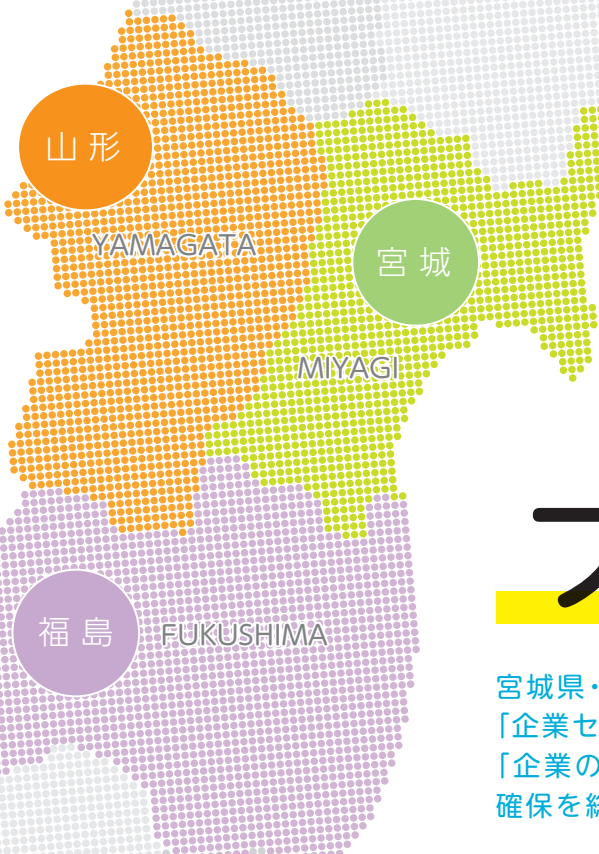
商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供する設備であって、生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記設備（事業用家屋除く）。

【設備の種類等（最低取得価額／販売開始時期）】

- ◆機械装置（160万円以上／10年以内）
- ◆測定工具及び検査工具（30万円以上／5年以内）
- ◆器具備品（30万円以上／6年以内）
- ◆建物附属設備（60万円以上／14年以内）
- ◆構築物（120万円以上／14年以内）
- ◆事業用家屋は、取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの

お問い合わせ先

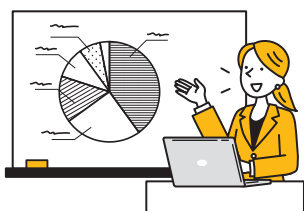
<先端設備等導入計画の作成等について> 先端設備等の導入先の市区町村先端設備等導入計画担当課
<税制について> 中小企業税制サポートセンター 電話：03-6281-9821
<制度について> 中小企業庁 技術・経営革新課（イノベーション課） 電話：03-3501-1816



南とうほく 人材確保 プロジェクト

宮城県・山形県・福島県の中小企業・小規模事業者を対象に「企業セミナー」「個社支援」「マッチングイベント」を実施し、「企業の魅力発信力」や「職場定着率」の向上による、人材確保を総合的に支援します。

各種
セミナー



個社支援



マッチング
イベント



●実施予定スケジュール (各種セミナーについてはオンラインと対面のハイブリッドで実施予定)

7月	第1回 企業の魅力発信力向上セミナー コロナ時代の求職者の心をとらえる情報発信 職場定着支援セミナー 辞めない！育成！これからの職場定着に必要なこと！	宮城県開催	オンラインで同時開催 [山形・福島の方も参加可能]	
9月	第2回 企業の魅力発信力向上セミナー SNSによる情報発信 職場定着支援セミナー 職場定着に向けて企業がすべきポイント	山形県開催	オンラインで同時開催 [宮城・福島の方も参加可能]	
10月	第1回 就職マッチングイベント	宮城県開催	対面	
11月	第3回 企業の魅力発信力向上セミナー 自社プレゼンテーション向上 職場定着支援セミナー 社員のモチベーションがもたらす効果	福島県開催	オンラインで同時開催 [宮城・山形の方も参加可能]	
12月	第2回 就職マッチングイベント	山形県開催	対面	
12月	第3回 就職マッチングイベント	福島県開催	対面	

新型コロナウイルス感染症の対策・影響について

新型コロナウイルス感染症対策については厚生労働省の方針やガイドラインに応じた対策を講じるほか、状況に応じて必要とされる措置を行った上で事業を実施してまいります。また、感染状況によっては、事業内容の一部変更又は中止の可能性がございます。

■主催：東北経済産業局 ■運営：キャリアバンク株式会社 仙台支店

※本プロジェクトは経済産業省東北経済産業局が推進する、令和4年度「東北経済産業局における地域中小企業・小規模事業者の人材確保支援等事業（人材確保等総合支援事業）」の一環として実施するものです。

3つの事業を通して地域中小企業等の人材確保を支援します！

企業セミナー

オンライン同時開催

「企業の魅力発信力向上セミナー」と「定着支援セミナー」を宮城県・山形県・福島県で各1回ずつ開催します。

各回ごとに内容を変えて、企業の情報発信力の向上と職場定着率向上に向けて実施します。

専門家による個社支援

お申込み定員には限りがあります

「各セミナー」のアフターフォローとして、支援を希望される企業に対して個社支援を実施します。

事前に課題等も聞き取り、各企業の課題に即した専門家による支援を実施します。

マッチングイベント

お申込み定員には限りがあります

企業が求める人材の確保を目指して、現在～将来においても重要となる「中核人材」「就職氷河期世代」を対象としたマッチングイベントを宮城県・山形県・福島県で各1回ずつ実施します。参加企業の人材確保に向けて求職者へ広く周知しマッチングを図ります。

個社支援の実施イメージ

セミナーに基づいた魅力発信力向上や定着支援等に加え、人手確保にかかわる支援を行います。実施回数については1社につき3回程度を予定しています。

セミナー参加

1回目

2回目

3回目



企業の課題をヒアリングし、ポイントを明確にして出来るところから取り組めます。



抽出した課題に基づいて専門家を派遣し、解決に向けたアドバイスなどの個別支援を行います。



個別支援のまとめとします。2回目の専門家派遣において、不足な場合には再度専門家を派遣します。

南とうほく人材確保プロジェクトへの参加相談・申込み

FAX 022-395-5924

メール t-jinzai@career-bank.co.jp

※下記お申込み書に必要事項をご記入の上、返送して下さい。

電話 022-393-6020

受付時間(平日)
9:00~18:00

参加相談・申込み書 (FAX 送信用)

※お知らせいただいた情報は、各種セミナーや本事業ご案内のため、メール送付等の用途に使用致します。

貴社名			
所在地	〒 -		
E-mail			
電話番号	<input type="checkbox"/> 各種セミナーや個社支援を受けてみたい、マッチングイベントに参加してみたい、興味がある企業はチェック <input type="checkbox"/> まずは事業の詳細を聞きたい、参加を迷っているなど参加の相談をしたい企業はチェック		
フリガナ			
参加者	(複数名参加の場合は代表者名を記載)		
部署・役職	参加人数	名	

お問合せ先

南とうほく人材確保プロジェクト運営事務局 キャリアバンク株式会社仙台支店 担当：嶺岸・岸田

■電話：022-393-6020 ■メール：t-jinzai@career-bank.co.jp (受付：平日 9:00～18:00)

【東北経済産業局 外部人材活用促進事業】

現地定員
先着 20 名様
オンライン参加も可
参加費無料

外部人材活用セミナー ～マーケティング、商品開発編～

主催／経済産業省 東北経済産業局
受託事業者／有限責任監査法人トーマツ

本セミナーでは、今注目の副業・兼業、プロボノ人材といった「外部人材」の活用について、知る・検討する機会として、「外部人材」に関する情勢やポイントの解説、「外部人材」を活用された企業様等による本音のトークセッションを実施します。

また、当事業における無料の個別相談支援（希望制による、経営課題の整理、解決施策の検討、人材像・要件の整理、外部人材とのマッチングサポート等）について説明します。

皆様のご参加を心よりお待ちしております。

セミナー概要

- 【日時】 ▶▶▶ 2022年10月28日（金）14:00～16:00
- 【会場】 ▶▶▶ コラッセふくしま 小会議室403、又はオンライン視聴
（福島県福島市三河南町1番20号）
※ 現地に車にてご来場いただく場合は、コラッセふくしま有料駐車場
もしくは周辺の有料駐車場等をご利用ください
- 【対象】 ▶▶▶ 中小企業経営者、人材採用担当者等
- 【定員】 ▶▶▶ 現地会場：20名、オンライン：100名



プログラム内容

第1部

- 外部人材活用におけるポイントの紹介
▶ 東北経済産業局 産業人材政策室

第2部

- トークセッション（外部人材活用企業、コーディネート機関等）
▶ 株式会社 起点 酒井 悠太 氏
▶ いわき信用組合 事業支援部 小林 聡 氏
▶ 有限責任監査法人 トーマツ

第3部

- 東北経済産業局 外部人材促進事業における
外部人材のマッチング支援について紹介
▶ 受託事業者 有限責任監査法人トーマツ

トークセッション登壇者のご紹介

受入事業者

- **株式会社 起点**
 - 2019年設立、福島県いわき市にて、有機農業による綿花の栽培 / オーガニックコットン製品の企画・開発・製造・販売を手掛けている
 - 自社およびオーガニックコットン製品の広報・PR強化、販売強化を目的に、副業人材を採用、既存のブランディング整理・新商品開発等のマーケティング領域から外部連携も含めた事業戦略全般にわたって当該人材が関与している

コーディネート機関

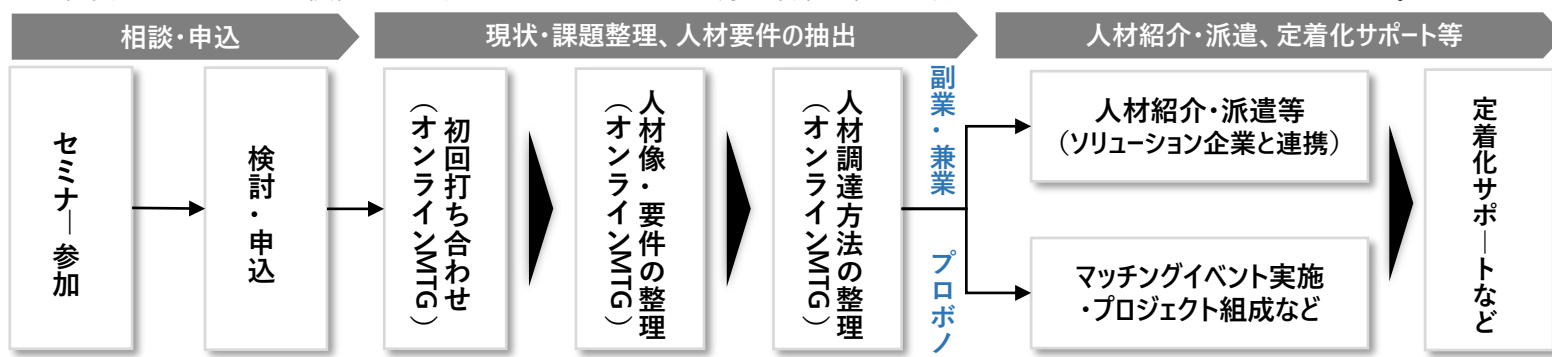
- **いわき信用組合**
 - 昭和23年創立、福島県いわき市にて15店舗を展開する信用組合
 - 既存の金融事業のほか、人材マッチング支援、クラウドファンディングによる資金調達支援、創業・起業・新事業向けの「創業塾」、成長支援としてのビジネスマッチング等にも注力している

モデレーター

- **有限責任監査法人トーマツ**
 - 上場企業等の監査業務の他、東日本大震災で被災した中小・中堅企業等に対して新規事業創出、事業再生、事業計画策定支援など実践している

外部人材活用におけるマッチング支援の流れ

本セミナー参加者を対象に副業・兼業、プロボノ人材等の外部人材の活用を検討されている事業者にて課題や解決施策の整理から人材要件・調達方法の検討を行い、ソリューション企業と連携し外部人材の紹介・派遣まで一貫したサポート実施します。



セミナー申込締切

2022年10月26日 (水) 17:00

セミナー申込方法

下記URLから申込フォームにアクセスいただき、お申込みください

申込URL : <https://deloitte-tohmatsu2.smtg.jp/public/seminar/view/6271>

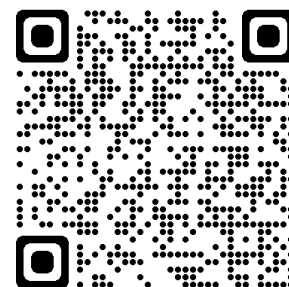
※ ログインID/パスワードを入力して[ログイン]をクリックしてください。

(お申込みは1名様ずつのご登録が必要になります)

※ まだID・パスワードをお持ちでない方は、上記Webサイトより、[新規ユーザー登録はこちら]をクリックし、ID・パスワードを設定してユーザー登録をお願いします。設定したID・パスワードでお申し込みください。

※ お申込みに際していただいた個人情報は、本事業の実施、運営に限って利用させていただきます。

➢ QRコードからもアクセスできます



お問合せ先

➢ 事業目的・施策概要等に関すること
東北経済産業局 産業人材政策室
担当：柴崎、櫻井、岩間
電話：022-221-4881

➢ 聴講申込、本イベントに関すること
有限責任監査法人トーマツ
担当：佐藤、戸内、佐久間
電話：022-713-8601
E-MAIL : gaibu-jinzai@tohatsu.co.jp